



一般社団法人

日本宅配水&サーバー協会

Japan Delivery Water & Server Association

JDSA 適合マーク制度

初 版 2016年 4月 1日 制定

第2版 2022年12月 1日 改定

一般社団法人

日本宅配水&サーバー協会

Japan Delivery Water & Server Association

1 目的

「JDSA 乳幼児火傷事故防止対策ガイドライン（以下、「ガイドライン」という）」で定める安全基準に適合したウォーターサーバーに付与するマークを「JDSA 適合マーク」と呼び、本書では、この適合マークの申請から運用方法までを記述する。なお、これを「JDSA 適合マーク制度」として運用し、製品の安全性を高めるとともに、市場へ普及を図ることを目的とする。

2 定義

JDSA	一般社団法人 日本宅配水&サーバー協会を指す（Japan Delivery Water & Server Association の略）。
メンテナンス	顧客先に設置しているウォーターサーバーの交換や修繕、清掃等の行為を指す。
再生サーバー	顧客より返却されたウォーターサーバーを修繕やメンテナンスし、再利用可能な状態にした製品を指す。

3 適用範囲

- ①本制度は、JDSA の会員、非会員問わず適用される（非会員の場合、別途企業登録が必要）。
- ②ガイドラインの安全基準に適合したウォーターサーバーに適用される。
- ③ガイドラインの安全基準より、ウォーターサーバーを製造・販売する事業者だけでなく、メンテナンスや再生サーバーを製作する事業者にも適用される。

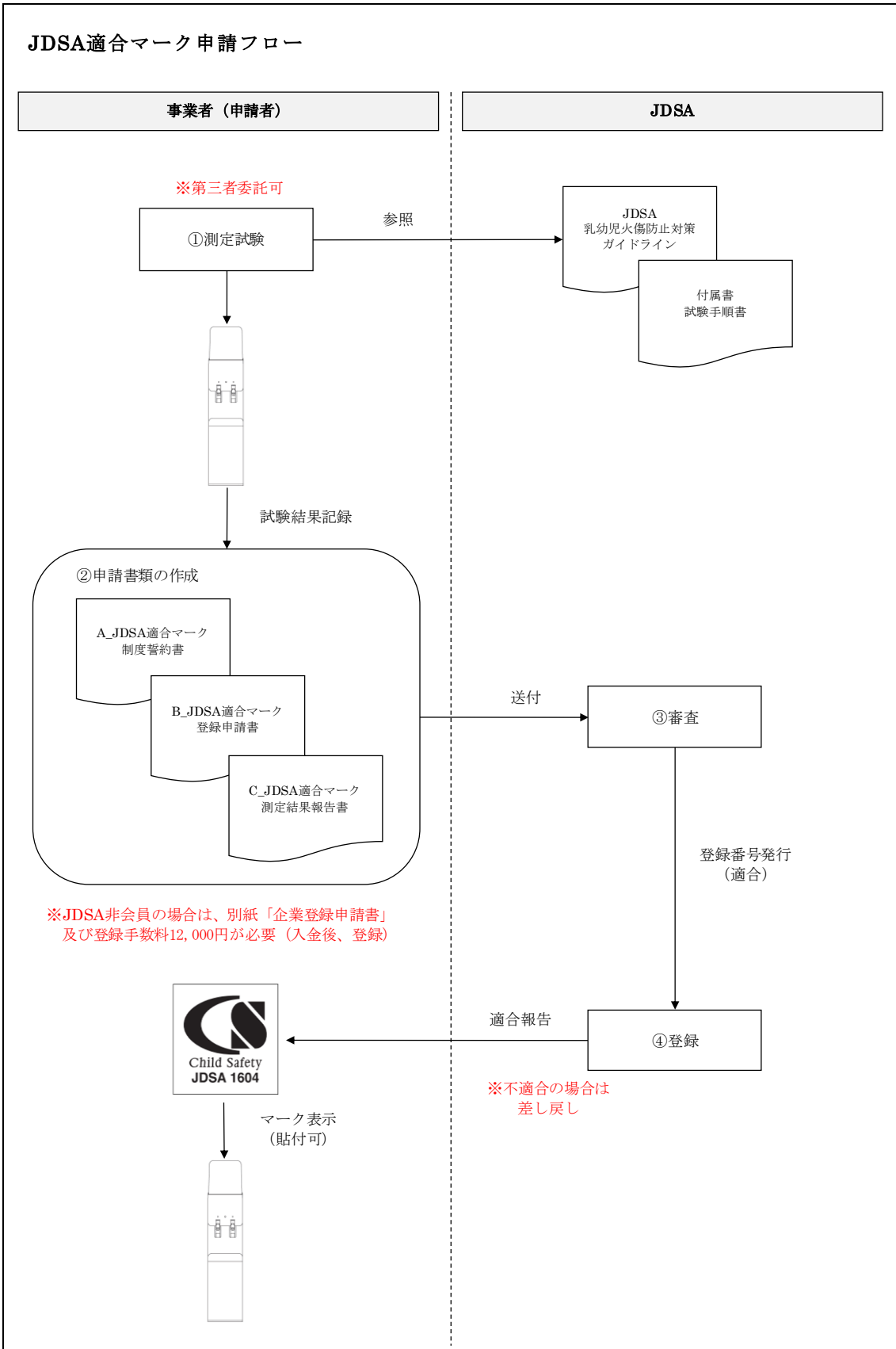
4 JDSA 適合マーク制度

4. 1 JDSA 適合マークの仕様



- ①JDSA 適合マークのデザインは上記のとおりとし、ガイドラインの安全基準に適合したウォーターサーバーの本体に表示することができる。
 - ②JDSA 適合マークの色は黒色または青色（特色表記：DIC641、プロセス表記：C100%+M60%、外枠も同色）とする。外枠サイズは縦横 25mm を基本とし、80%以内で縦横同一の比率であればサイズを縮小できる。
 - ③デザイン下部の「JDSA 1604」はガイドライン安全基準の規格を指し、規格変更の場合、このデザインを更新することとする。
- ※上記デザイン「1604」は西暦 2016 年 4 月に制定された安全基準の規格に適合したマークであることを示す。

4. 2 JDSA 適合マークの申請及び運用



(1) 測定試験

- ①JDSA 発行のガイドライン及び試験手順書を参照のうえ、ウォーターサーバーの測定試験を行う。
- ②安全基準の内、力量測定など結果に誤差が生じる項目についてはサンプル数を 5 台とし、それぞれの結果を記録する。
- ③測定試験の結果は、別紙「B_JDSA 適合マーク測定結果報告書」へ明確に記録する。
- ④なお、測定試験については、第三者への委託を可能とする（JDSA ホームページにて第三者測定機関の案内あり）。

(2) 申請書類の作成

- ①JDSA 適合マークの発行を受けるにあたっては、次の書類を JDSA に申請する。

A_JDSA 適合マーク制度誓約書

B_JDSA 適合マーク登録申請書

C_JDSA 適合マーク測定結果報告書

※各種書類は JDSA ホームページよりダウンロードしてください。

※各種書類の記入方法は JDSA ホームページの記入例を参照ください。

- ②申請する事業者の内、JDSA 非会員の場合は、次の書類を添える。

D_企業登録申請書

※上記書類は JDSA ホームページよりダウンロードしてください。

※上記書類の記入方法は JDSA ホームページの記入例を参照ください。

- ③申請は、JDSA 事務局へ申請書類を添付のうえ電子メールにて送付する。

送付先：jimukyoku@jdsa-net.org

(3) 審査及び登録

- ①適合マークの審査については、JDSA サーバー委員会にて行う。
 - ②審査にあたって、実機の確認が必要な場合、申請した事業者は実機の提出に協力する。
 - ③審査の結果、適合となった機種については、JDSA にて登録番号を発行し、申請した事業者に適合報告を行う（不適合の場合は、申請した事業者に申請書類一式を差し戻す）。
- ※JDSA 非会員の登録にあたっては、別途登録手数料 12,000 円が必要となります（JDSA 会員は登録手数料免除）。適合確認後、別途請求書を発送いたしますのでご入金ください（入金確認後、登録番号発行）。

(登録番号について)

登録番号			
1604	C S	—	****
①	②		③
①安全基準の規格番号			
②Child Safetyの略			
③管理番号(登録順に連番)			

(4) 運用

①適合報告を受けた事業者は、適合したウォーターサーバーに適合マークを表示する。

(表示位置)

- ・サーバー本体の外面に表示すること
- ※製品を紹介する媒体(ホームページやパンフレット)や取扱説明書に併用して適合マークを表示することは可能だが、これのみに表示することは不可とし、必ずウォーターサーバー本体に表示する。

(表示方法)

- ・単独もしくは他の情報と一緒に印刷された「ラベル」でウォーターサーバーに貼付する。
- ・もしくはウォーターサーバーに直接印刷などして表示する。

②JDSA 適合マークのデザインデータについては、JDSA ホームページの会員メニューより入手し、必ず指定のデータを使用する。

※JDSA 非会員については、登録完了後、JDSA 会員メニューのログイン情報を通知する。

③事業者は、JDSA 適合マークを表示し販売した台数(設置台数)を記録し、JDSA より要請があった場合、これを報告する。

④JDSA は、ガイドライン適合機種^①の設置台数や重大製品事故の発生状況を調査し、ウォーターサーバー市場における安全性の評価を継続的に行う。

(5) 注意事項

①ガイドライン安全基準においては、製造やメンテナンスの段階が含まれているため、本制度の運用には、製造先や委託先においてもガイドライン安全基準の理解と製造管理が必要となる。そのため顧客を維持管理する事業者(申請者)は、安全性を維持するため製造先や委託先が安全基準を遵守することを誓約する。

②ウォーターサーバーが同一の構造であっても型式や型番が異なる場合は、それぞれの機種で申請を必要とする。

- ③本制度の申請は、原則、ブランド及び顧客を維持管理する事業者が申請する。
- ・フランチャイズ展開を行っている場合は、フランチャイズ本部が申請を行う。
 - ・OEM 展開や代理店販売（卸売り）する場合は、供給元（輸入代行だけを行う事業者は除く）となる事業者が申請を行う。
 - ・但し、上記の場合であってもウォーターサーバーのメンテナンスや修補等を行う委託先を管理できない場合は、本制度を適用できない。
- ④製品の仕様変更等によりガイドライン安全基準を満たせなくなった場合は、JDSA 適合マークを削除し、JDSA 事務局に連絡する。
- ⑤ガイドライン安全基準に適合しないウォーターサーバーに JDSA 適合マークを表示した場合、JDSA ホームページにて事業者名を公表することがある。